



平成 26 年 9 月 29 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

詐欺防止に向けた取り組みの強化について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、山形県警察と連携し、特殊詐欺によってお客さまが銀行窓口で多額の現金をお引き出しする被害を防止する取り組みを更に強化いたしますのでお知らせします。

お客さまの大切な資産を守るための取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 詐欺防止に向けた取り組み

現在、多額の現金引き出しやお振込の申し出がある場合、お客さまにお取り引きの内容を確認するなど、詐欺被害を防ぐための取り組みを行っております。

今後は、70歳以上のお客さまの詐欺被害防止に向けた取り組みを更に強化するため、銀行窓口における多額の現金引き出しの際は、以下のとおり取り組んでまいります。

- (1) 70歳以上のお客さまが200万円以上の現金を引き出される場合、アンケート等を活用してお引き出しの目的をお伺いし、「お振込み」や「記名式線引預金小切手」（注1）によるお支払をご提案させていただきます。
- (2) やむを得ず現金でのお引き出しをご希望される場合は、原則として（詐欺被害の恐れのない場合を除く）、銀行は警察に連絡いたします。
なお、現金は、警察官から改めてお客さまに現金の引き出しの内容を確認させていただいた後にお支払いいたします。
- (3) また、このほかのお取引においても、詐欺被害の恐れがあると銀行が判断した場合は、警察に連絡し、お客さまのお取引内容を確認させていただきます。





2. 取引開始日

平成26年10月1日（水）

（注1）記名式線引預金小切手

- ・「預金小切手」とは、お客さまから銀行に事前にお金を払い込みいただき、その預った金額で銀行が発行する小切手です。銀行が支払人となっているため、受け取られた方は、確実にお金を受け取ることができます。
- ・「記名式」とは、小切手に受取人の名前を記載するもので、記名された受取人だけが支払を受けることができます。そのため、不正に小切手を取得した者に対して支払う可能性が非常に低くなります。
- ・「線引」とは、小切手の支払を受けることができる方を、銀行と取り引きのあるお客さまに限定する制度です。誰が支払いを受けられたかが明確になり、被害防止に役立ちます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

事務部 担当：近野・高梨

023-631-0001（代）

